

脱离上田市国民健康保险时的注意点

*当丧失上田市国民健康保险的资格时，有要求本人办理手续的必要。

→当你加入了社会保险、拿到了新的社会保险证，这要求你马上办理脱离上田市国民健康保险的手续。但这手续不自动进行，要求本人或家属来窗口办理脱离的手续。

*当丧失上田市国民健康保险的资格时（加入了社会保险、从上田市迁出时），上田市的国民健康保险证就不能再使用了。

→如果丧失资格日以后在医疗机构就诊、使用了上田市国民健康保险证，必须返还上田市负担的部分（3成负担时是7成的负担）。在以后的日子里会向你发通知，要求你本人进行返还或填写所要求的资料委托上田市进行返还手续（注意根据情况有不能进行委托的，这时必须由你本人返还上田市负担的那7成的医疗费）。

*丧失上田市国民健康保险的资格时，必须迅速归还上田市的国民健康保险证到上田市。

→当丧失上田市国民健康保险的资格时，不能再继续使用上田市国民健康保险证，必须迅速将保险证归还给上田市。当然，你来窗口办理脱离上田市国民健康保险的手续时工作人员会在当场要求收回上田市的保险证，如这时没有带在身边时会给你返信用信封、请在以后的日子里一定要邮寄返还给、你的上田市的国民健康保险证。

*国民健康保险的保险费、是月末在加入状态时，需要交纳保险费。

→国民健康保险的保险费的交纳制度是月末在加入状态时，需要交纳保险费的！（社会保险、如加入的月就退离，这个月的保险费也发生）。

例：社会保险加入日 平成29年2月1日

社会保险退离日 平成29年2月15日

以上的场合时，上田市的国民保险从2月15日开始加入，2月份的国民保险的保险费发生，而且2月份的社会保险的保险费也要发生，注意这个月必须要交两方的保险料。

上田市国民健康保険の脱退での留意点

・ 上田市の国民健康保険の資格喪失した場合は、御本人の手続きが必要です

⇒社会保険へ加入をして新しい保険証をいただいたら、すぐに上田市の国民健康保険を脱退していただく必要があります。その際、自動で手続きが行われなく、御本人または同じ世帯の方が窓口に来てもらい脱退の手続きをする必要があります。

・ 資格が喪失（社会保険へ加入、上田市から転出等）したときは、上田市の国民健康保険証は使えない

⇒もし、喪失日以降に上田市の国民健康保険証を使用して医療機関を受診された際は、上田市が負担をしている分（3割負担の方は7割分）の返納が必要となり、後日通知をお送りし、返納または書類による委任で上田市が代わりに手続きを行います。

・ 上田市の国民健康保険の資格が喪失した場合は、すぐに上田市の国民健康保険証を上田市へ返却していただく必要があります

⇒上田市の国民健康保険の資格が喪失した場合、その保険証を使用することができないため、すぐに上田市へ保険証を返却する必要があります。もちろん、脱退の手続きで窓口に来庁された際はその場で保険証を回収させていただきますが、保険証をお持ちではない場合は、返信用封筒を渡し後日必ず送り返してもらう必要があります。

・ 国民健康保険料は、月の末（3月なら3月31日）に加入をしていた健康保険料がかかるようになります

⇒保険料は、月の末に加入をしていた健康保険で保険料が発生します（社会保険は、加入をした月に脱退をした場合はその月の保険料が発生します）。

例）社会保険への加入日・・・平成29年2月1日

社会保険の脱退日・・・平成29年2月15日

この場合は、上田市の国民健康保険へ2月15日に加入をする必要があります、国民健康保険料は、2月分から発生します。さらに社会保険でも2月分が発生しこの月は、両方で保険料が発生します。